第二千七百二十六号

平成十九年

(火曜日)

平成十八年十二月二十五日定例告示中. 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退. 正

告

示

目

次

結核予防補助金の基準...... 結核予防法による医療機関の指定..... 誤

課営

(保健衛生課) ...

同同

:

改団 体 善経

:

示

青森県告示第二号

青

四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。 指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、 次の

平成十九年一月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

 	五	弘前市大字宮川二丁目一の一	弘前市大字宮	パス店の一般である。	イパス店
平成一个三・ハ		八戸市根城四丁目一の二七	八戸市根城四	局	みどり薬局
年指 月 日 日	地	在	所	称	名

青森県告示第三号

で、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五第一項の規定に 第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの より告示する。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、 同法

平成十九年一月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ノア調剤薬局 五みどり薬局 八	名 称
五所川原市金木町沢部四六八戸市根城四丁目一の三五	所
五所川原市金木町沢部四六八の八戸市根城四丁目一の三五	在
<u> </u>	地
平成八二: 元	指定年月日

青森県告示第四号

項の規定により告示する。 条第一項の規定により平成十八年度における基準を次のとおり定めたので、 青森県結核予防補助金交付規程 (昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号) 第二 同条第一

平成十九年一月九日

 \equiv 村 申

青森県知事 吾

のいずれか少ない方の額とする。 補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額 欄に掲げる補助対象経費 (補助金の交付の対象となる経費をいう。 補助金の算定の基礎となる額は、 次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、) の実支出額又は 同表の下

一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接	基準額
学校又は施設の長が結核	補助対象経費
	五円に保健所でレンズカメラにより間接

三 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカ メラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じ

けた者の延べ数を乗じて得た額

下同じ。) でレンズカメラにより間接撮影を受

| の規定により行う定期の健 康診断に要する経費

|| 四百四十七円に医療機関 (保健所を除く。以 | 第九十六号) 第四条第一項

第二七二二号	発行年月日		Œ	た者の延べ数を乗じて得た額	八 千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受け	延べ数を乗じて得た額	七 百六十八円に保健所で直接撮影を受けた者の	ベ数を乗じて得た額	ルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延	六 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメート	じて得た額	カメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗	五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラー	を乗じて得た額	ラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数	四 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミ	て得た額
告示	区分			数を乗じ	- 五円に	して得た	口に保健	得た顔	/ラに-	円に医		り間接場	保健所	額	により問	口に医療	
第九二九号	番			して得た	医療機	額	姓所で古	合具	より間は	医療機関		郷影を平	で 0		间接 撮影	原機関で	
九号	号			額	機関で古		旦接撮影		技撮影を	ぎて一〇		文けた主	011		彩を受け	10HO	
=	ジペー		誤		旦接撮影		彩を受け		と受けた	00111		白の延べ	メート		けた者の	ミリメー	
下	段				彩を立		たま		と者の	メー		数数	ル ミ		延べ		
表中	行				け		<u>旬</u> の		延	-		乗	7		数	NE	
小倉	±□	団 <i>は</i>															
永冶	誤	体経常															
小倉	-E																
永治	正	課															

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭

毎週月・水・金曜日発行